

# まつもとほうじん

平成26年  
(2014年) 6月号  
第473号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)



**ふるさとの宝**  
次代へのおくりもの

## - 主な記事 -

第2回通常総会開催報告等 .....	2～3頁
平成25年度決算・平成26年度予算.....	4～5頁
27年度税制改正に関する提言.....	6頁
皆さんこんにちは・岸野圭作氏.....	7頁
頑張ってます・宇留賀咲江さん.....	7頁
税務ポイント.....	8頁
ふるさとの宝 等 .....	9頁
経営レポート.....	10頁
青年部・女性部コーナー等.....	11頁
会員福利厚生制度PR.....	12頁
6月の予定、税務職員募集 等.....	13頁
インフォメーションコーナー、あとがき 等.....	14頁
法人会会員相談室ご案内(相談カード付) .....	付録
近刊書籍のご案内.....	付録
消費税法令の改正等のお知らせ.....	付録

## 水鏡の里 (安曇野市)

きびしく寒い冬がやっと過ぎ、雪どけの気配と共に一斉に芽ぶき萌え出ずる草木が春の訪れを告げます。お山に種蒔き爺さんが現れる頃、代掻きが行われ、田に水が張られます。田植えが終わり早苗の頃、その田んぼは水鏡となり、残雪のアルプスを美しく映し出します。風の無く真平な田水や少し波立った、縮緬様の水面にと、その時々で移り変わる風景は信州アルプス山麓が誇る風物詩とも言う事が出来るでしょう。

9頁に関連記事掲載(忠地恵子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

# 第2回通常総会のご報告

5月28日(水)松本東急インにおいて、一般社団法人移行後、第2回目となる通常総会を開催しました。午後2時から始まった総会では平成25年度実施事業、平成26年度の事業計画、同収支予算などの報告がなされるとともに、25年度財務諸表の承認について審議・承認が成されました。また、引き続き税務署長感謝状の贈呈、36回目となる優良経理担当者表彰式が執り行われました。

総会終了後には、記念講演会が開催され、「日本人の知らない中国の現実」というテーマでジャーナリストの富坂 聡さんにお話しいただきました。(講演会概要は広報誌7月号に掲載予定)

また、講演会後に行われた祝賀会にも大勢のご参加をいただき和やかな雰囲気の中会員同士の交流が深められました。

## 【議事】

下記事項が報告、審議・承認されました

### 報告事項

1. 平成25年度事業報告について
2. 公益目的支出計画実施報告について
3. 平成26年度事業計画について
4. 平成26年度収支予算について
5. 平成27年度税制改正に関する提言について

### 審議事項

第1号議案 平成25年度財務諸表承認の件

## 【優良経理担当者表彰受賞者(順不同)】

おめでとうございます!

### 優良経理担当者表彰

A区分(勤続5年以上) 3名

- |         |              |
|---------|--------------|
| 小林 耕太 殿 | 松本タクシー(株)    |
| 日吉 豊教 殿 | キッセイ薬品工業(株)  |
| 滝沢 愛美 殿 | キッセイコムテック(株) |

B区分(勤続10年以上) 6名

- |         |            |
|---------|------------|
| 藤森 貴子 殿 | 巴協栄リネン(株)  |
| 高橋 雪子 殿 | (有)湯元 齋藤旅館 |
| 中澤 奈都 殿 | 長野カード(株)   |
| 稲村 良司 殿 | (株)中信水道    |

## 総会・記念講演会スナップ



神澤会長



小林副会長



滝澤副会長



藤澤副会長



塚田副会長



講師の富坂さん

## ご来賓



大澤署長



松本市 坪田副市長

荒井 道子 殿 (株)高原社  
遠藤 太志 殿 松本ガス(株)

C 区分 (勤続20年以上) 7名

佐藤 宮子 殿 巴協栄リネン(株)  
大野 康弘 殿 (有)カネノ  
齋藤千代子 殿 (株)斉藤建築  
山田 一秀 殿 キッセイ薬品工業(株)  
上條 整子 殿 (株)上條器械店  
上田 英寿 殿 (株)アスピー  
忠地 睦美 殿 (株)アスピー

【松本税務署長感謝状贈呈受賞者(順不同)】

橋本 京子 殿 (有)シャンゼリゼ  
松本法人会女性部 殿



優良経理担当者表彰を受賞されたみなさん



松本税務署長感謝状が贈られたみなさん

## 消費税期限内完納推進に向けた取り組み

4月1日からの消費税率引き上げを受け、国税当局では消費税期限内完納推進に向けた取り組みに力をいれております。当会といたしましても、「社会保障と税の一体改革」の一環として、税収確保を目指して行われた税制改正であることを踏まえ、5月12日に開催されました第3回理事会にて「消費税期限内完納推進宣言」を決議し、第2回通常総会にて、下記宣言文を松本税務署大澤署長さんにお渡しいたしました。

### 平成26年度 第2回通常総



## 消費税期限内完納推進宣言

私ども一般社団法人松本法人会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努めることにより、税務行政の円滑な執行に寄与することを目的に、長きにわたり税務に関わる各種活動に取り組んできました。

今般、税務行政に与える影響が大きな税制改正が行われたことを踏まえ、消費税の期限内完納が納税道義や国の財政基盤の観点から極めて重要であることから、税務当局及び他の納税関係団体との緊密な連携を図りながら、消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組むことをここに宣言します。

平成26年 5月12日

一般社団法人松本法人会  
会長 神澤 陸雄



# 第2回通常総会議案書から 平成25年度決算・平成26年度予算

## 事業別 正味財産増減計算書

(単位：円)

(単位：円)

平成25年度決算額				平成26年度予算額	
科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	予算額
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				<b>I 一般正味財産増減の部</b>	
1. 経常増減の部				1. 経常増減の部	
(1) 経常収益				(1) 経常収益	
基本財産運用益	0	1,249	1,249	特定資産運用益	10,000
基本財産受取利息	0	1,249	▲1,249	特定資産受取利息	10,000
特定資産運用益	7,396	7,540	144	受取入会金	60,000
特定資産受取利息	7,396	7,540	▲144	受取入会金	60,000
受取入会金	93,000	66,000	27,000	受取会費	39,440,000
受取入会金	93,000	66,000	27,000	正会員受取会費	39,200,000
受取会費	40,471,000	40,799,000	328,000	賛助会員受取会費	240,000
正会員受取会費	40,406,000	40,799,000	▲393,000	事業収益	300,000
賛助会員受取会費	65,000	0	65,000	広報事業収益	300,000
事業収益	309,500	1,317,500	1,008,000	受取補助金等	17,278,400
部会事業収益	0	1,006,500	▲1,006,500	受取県連補助金	0
広報事業収益	309,500	311,000	▲1,500	受取全法連助成金振替額	16,798,400
受取補助金等	17,711,000	17,986,860	275,860	受取民間補助金	480,000
受取県連補助金	244,800	508,760	▲263,960	受取負担金	1,254,000
受取全法連助成金振替額	16,986,200	16,848,100	138,100	青年・女性部受取負担金	1,254,000
受取民間補助金	480,000	630,000	▲150,000	雑収益	801,000
受取負担金	1,140,000	1,157,000	17,000	受取利息	1,000
青年・女性部受取負担金	1,140,000	1,157,000	▲17,000	雑収益	800,000
雑収益	1,103,347	820,622	282,725	【経常収益計】	59,143,400
受取利息	3,611	4,698	▲1,087		
雑収益	1,099,736	815,924	283,812	(2) 経常費用	
【経常収益計】	60,835,243	62,155,771	1,320,528	事業費	49,737,600
(2) 経常費用				( 税務支援事業 )	210,000
事業費	54,632,326	51,016,640	3,615,686	会場費	20,000
( 税務支援事業 )	165,603	180,352	14,749	印刷製本費	40,000
会場費	30,800	16,400	14,400	会議費	150,000
印刷製本費	17,653	53,202	▲35,549	( 税の啓発・提言事業 )	250,000
会議費	117,150	110,750	6,400	印刷製本費	50,000
( 税の啓発・提言事業 )	225,205	145,310	79,895	通信運搬費	10,000
印刷製本費	47,250	0	47,250	表彰費	40,000
通信運搬費	770	5,760	▲4,990	支払負担金	60,000
表彰費	22,381	5,950	16,431	会議費	80,000
支払負担金	7,000	73,000	▲66,000	雑費	10,000
会議費	56,604	60,600	▲3,996	( 経営支援事業 )	1,970,000
雑費	91,200	0	91,200	会場費	150,000
( 経営支援事業 )	2,781,809	1,401,492	1,380,317	印刷製本費	180,000
会場費	391,992	154,604	237,388	通信運搬費	20,000
印刷製本費	206,823	157,542	49,281	支払負担金	180,000
通信運搬費	29,540	0	29,540	諸謝金	1,220,000
支払負担金	142,840	144,760	▲1,920	広告宣伝費	170,000
諸謝金	1,654,864	745,736	909,128	会議費	50,000
広告宣伝費	308,700	149,100	159,600	( 地域社会貢献事業 )	1,360,000
会議費	47,050	49,750	▲2,700	印刷製本費	40,000
( 地域社会貢献事業 )	3,939,501	411,634	3,527,867	委託費	20,000
会場費	433,600	0	433,600	支払寄付金	1,240,000
印刷製本費	581,605	32,865	548,740	支払負担金	10,000
支払寄付金	1,466,929	307,397	1,159,532	雑費	50,000
通信運搬費	66,984	0	66,984	( 広報事業 )	7,940,000
諸謝金	1,167,645	0	1,167,645	印刷製本費	4,450,000
委託費	18,900	18,900	0	通信運搬費	3,320,000
支払負担金	10,000	10,000	0	委託費	110,000
広告宣伝費	53,025	0	53,025	会議費	60,000
会議費	64,280	0	64,280	( 会員増強事業 )	1,070,000
雑費	76,533	42,472	34,061	印刷製本費	450,000
( 広報事業 )	8,796,949	8,023,783	773,166	通信運搬費	50,000
印刷製本費	5,313,799	4,265,499	1,048,300	表彰費	70,000
通信運搬費	3,322,095	3,587,634	▲265,539	会議費	500,000
委託費	110,000	110,000	0	( 厚生制度推進事業 )	100,000
会議費	51,055	60,650	▲9,595	表彰費	50,000
( 会員増強事業 )	1,046,288	1,014,630	31,658	支払負担金	10,000
印刷製本費	439,656	405,481	34,175	会議費	40,000
通信運搬費	46,650	0	46,650	( 会員支援事業 )	7,710,000
表彰費	54,000	121,000	▲67,000	会場費	30,000
会議費	505,982	488,149	17,833	諸謝金	450,000
( 厚生制度推進事業 )	110,950	158,650	47,700	印刷製本費	430,000
表彰費	62,000	120,000	▲58,000	通信運搬費	520,000
支払負担金	10,000	10,000	0	委託費	2,600,000
会議費	38,950	28,650	10,300	表彰費	100,000
				支払負担金	380,000

( 会員支援事業)	8,566,213	11,197,500	2,631,287	保険料	50,000
支払補助金	0	7,685,274	▲ 7,685,274	会議費	3,150,000
諸謝金	488,800	584,639	▲ 95,839	給料手当	15,773,100
印刷製本費	496,401	469,899	26,502	福利厚生費	2,958,000
通信運搬費	194,136	24,820	169,316	中退金支出	835,200
委託費	4,268,478	1,001,684	3,266,794	退職給付費用	174,000
表彰費	637,375	93,983	543,392	旅費交通費	1,070,100
支払負担金	410,667	30,000	380,667	印刷製本費	870,000
保険料	72,430	15,348	57,082	通信運搬費	1,426,800
会議費	1,993,526	1,288,553	704,973	リース料	539,400
会場費	4,400	3,300	1,100	消耗什器備品費	87,000
給料手当	15,640,764	15,391,867	248,897	消耗品費	321,900
福利厚生費	3,049,881	2,660,559	389,322	賃借料	1,844,400
中退金支出	835,200	574,200	261,000	事務所管理費	1,113,600
退職給付費用	400,112	1,183,790	▲ 783,678	支払手数料	278,400
旅費交通費	888,430	568,600	319,830	新聞図書費	217,500
印刷製本費	808,359	745,098	63,261	広告宣伝費	69,600
通信運搬費	1,509,163	1,363,722	145,441	委託費	217,500
リース料	491,123	469,748	21,375	事務委託費	870,000
消耗什器備品費	0	22,568	▲ 22,568	支払負担金	200,100
消耗品費	348,041	90,152	257,889	雑費	261,000
賃借料	1,793,899	1,789,885	4,014	管理費	9,332,400
事務所管理費	1,049,386	1,082,301	▲ 32,915	給料手当	2,356,900
支払手数料	390,854	228,294	162,560	福利厚生費	442,000
新聞図書費	221,618	232,944	▲ 11,326	中退金支出	124,800
広告宣伝費	129,718	0	129,718	退職給付費用	26,000
委託費	173,734	979,273	▲ 805,539	会議費	4,360,000
事務委託費	861,300	791,700	69,600	旅費交通費	159,900
支払負担金	317,027	174,958	142,069	印刷製本費	130,000
租税公課	14,312	0	14,312	通信運搬費	213,200
雑費	76,887	133,630	▲ 56,743	リース料	80,600
管理費	9,162,946	7,520,017	1,642,929	消耗什器備品費	13,000
給料手当	2,337,126	2,299,933	37,193	消耗品費	48,100
福利厚生費	455,731	397,556	58,175	賃借料	275,600
中退金支出	124,800	85,800	39,000	事務所管理費	166,400
退職給付費用	59,788	176,890	▲ 117,102	支払手数料	41,600
会議費	4,329,864	3,031,749	1,298,115	新聞図書費	32,500
旅費交通費	132,754	84,963	47,791	広告宣伝費	10,400
印刷製本費	120,790	111,337	9,453	委託費	32,500
通信運搬費	225,508	203,775	21,733	事務委託費	130,000
リース料	73,387	70,192	3,195	支払負担金	29,900
消耗什器備品費	0	3,372	▲ 3,372	渉外慶弔費	620,000
消耗品費	52,007	13,471	38,536	雑費	39,000
賃借料	268,054	267,455	599	【経常費用計】	59,070,000
事務所管理費	156,804	161,723	▲ 4,919	【当期経常増減額】	73,400
支払手数料	58,403	34,113	24,290	2 経常外増減の部	
新聞図書費	33,115	34,806	▲ 1,691	(1) 経常外収益	
委託費	25,960	146,328	▲ 120,368	【経常外収益計】	0
事務委託費	128,700	118,300	10,400	(2) 経常外費用	
広告宣伝費	19,382	0	19,382	【経常外費用計】	0
支払負担金	47,373	26,142	21,231	【当期経常外増減額】	0
渉外慶弔費	499,773	232,145	267,628	【税引前一般正味財産増減額】	73,400
租税公課	2,138	0	2,138	【法人税及び住民税】	21,000
雑費	11,489	19,967	▲ 8,478	【当期一般正味財産増減額】	52,400
【経常費用計】	63,795,272	58,536,657	5,258,615	【一般正味財産期首残高】	53,500,000
【当期経常増減額】	2,960,029	3,619,114	6,579,143	【一般正味財産期末残高】	53,552,400
2 経常外増減の部				II 指定正味財産増減の部	
(1) 経常外収益				受取補助金等	16,798,400
【経常外収益計】	0	0	0	受取全法連助成金	16,798,400
(2) 経常外費用				一般正味財産への振替額	16,798,400
【経常外費用計】	0	0	0	一般正味財産への振替額	▲ 16,798,400
【当期経常外増減額】	0	0	0	【当期指定正味財産増減額】	0
【税引前一般正味財産増減額】	2,960,029	3,619,114	6,579,143	【指定正味財産期首残高】	0
【法人税及び住民税】	21,000	0	21,000	【指定正味財産期末残高】	0
【当期一般正味財産増減額】	2,981,029	3,619,114	6,600,143	III 正味財産期末残高	53,552,400
【一般正味財産期首残高】	57,472,929	53,853,815	3,619,114		
【一般正味財産期末残高】	54,491,900	57,472,929	2,981,029		
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等	16,986,200	16,848,100	138,100		
受取全法連助成金	16,986,200	16,848,100	138,100		
一般正味財産への振替額	16,986,200	16,848,100	138,100		
一般正味財産への振替額	▲ 16,986,200	▲ 16,848,100	▲ 138,100		
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0		
【指定正味財産期首残高】	0	0	0		
【指定正味財産期末残高】	0	0	0		
III 正味財産期末残高	54,491,900	57,472,929	2,981,029		

- ・ 審議事項 第1号議案 平成25年度財務諸表承認の件「正味財産増減計算書」
- ・ 報告事項 4. 平成26年度収支予算「平成26年度収支予算書」

# 平成27年度 税制改正に関する提言

平成26年度税制改正大綱では、民間投資の活性化や、地域経済活性化等に向けた措置が講じられた。また、税制抜本改革のために、高所得者に対する給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正、車体課税の見直しなど、所要の措置も講じられた。

予算編成では、歳入のうち税収が50兆円で前年度と比べ増え、一方、国債の新規発行額は前年度と比べて減ったことなどから、公債依存率も46.3%から43%へと若干下がった。

しかしながら、国と地方の基礎的財政収支を平成32年には黒字化する目標については、達成困難な見通しとなっている。

消費税率8%引上げの施行日と前後する2月から4月にかけて、当会で協力を呼びかけた「税に関するアンケート」の回答では、税率引上げをやむを得ないことと受け入れる様子の反面で、赤字財政のもと、繰り返し叫ばれる行財政改革が進まない状況に対する苦言も多く寄せられた。

更に経済活性化と中小企業対策についての設問では、法人実効税率の一層の引下げを望む声が多く、事業承継税制の拡充と見直しの希望がこれに続いた。

ただし、増税の一方で減税には不信感もあり、場当たりな税制改正は戒めなければならない。

政府は、良識ある納税者の声を我がこととして受け止め、省益や党利党略を排して国家国民のために危機感をもって諸改革を進展するべきである。

これらをふまえ、松本法人会は、次のとおり平成27年度税制改正に向けた各重点課題への取り組みを提言する。

## (1) 国税・地方税について

### (国税・地方税共通)

- ア．決して、税率引上げ議論先にありきではなく、その前に徹底した行財政改革の下、歳出削減を早急に図ること。
- イ．地方税を含む法人税の実効税率を下げるとともに、中小企業に対する法人税の軽減税率適用の所得金額を「年1,500万円以下」に引上げること。
- ウ．少子化対策として子育てに配慮した真に有効的な税制の創設を検討するほか、併せて保育所の充実など、社会保障政策全般を通じて社会的に取り組むこと。
- エ．法人事業税や法人住民税など、国税と課税対象を同じくするものについては国税に賦課徴収を一元化すること。

### (国税)

- ア．消費税については、円滑な転嫁の実現、滞納の状況などを常に検証し、10%への引上げの際は、景気への影響に充分配慮するとともに、軽減税率導入については税収増を目的としたこととの整合性や、事務負担の増大も考慮し、判断すること。
- イ．時代に即した減価償却耐用年数と分類の簡明化を常に検討すること。
- ウ．交際費課税を、企業規模に関係なく緩和すること。
- エ．同族会社への留保金課税について、企業規模に関係なく、全面的に廃止すること。
- オ．所得税課税最低限の見直しを図るとともに、なお一層累進構造の緩和を図ること。
- カ．所得税の各種控除のうち制度創設の意義を失い、効果が薄れたと考えられるものについて、整理を進めること。ただし、これらの見直しで税負担が大幅

に増える場合には基礎控除の引上げなどを検討すること。

- キ．事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で、更に見直しを進めること。
- ク．環境汚染抑制・防止を目的とした税制の構築について、道路特定財源の見直しと併せ、問題点を整理しながら検討を進めること。
- ケ．法人税について、欠損金繰戻しによる還付の不適用は恒久的に廃止すること。
- コ．退職給与引当金制度を復活すること。

### (地方税)

- ア．固定資産税の税負担軽減措置と抜本の見直しを図ること。
- イ．大部分の地方自治体が明確な理由を示さぬまま安易に行なっている超過課税を速やかに解消するための検討を進めること。

## (2) その他について

- ア．共通番号制度については、細心の注意を払いつつ、幅広い活用のあり方も検討すること。
- イ．国税電子申告・納税システム「e-Tax」について、法人の申告にかかる税額控除制度を創設するとともに、利用全般に関わる手続きの更なる簡便化を図ること。
- ウ．源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。
- エ．保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。
- オ．学校や社会全体で、国民の義務とされる納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

(平成26年5月12日 一般社団法人 松本法人会)





皆さん  
こんにちは♪

日本画家(日展評議員)  
安曇野市三郷温

岸野 圭作 氏

## 「凜とした冬景色に心ひかれて」

一般社団法人への移行に  
ともない、賛助個人会員と  
して、日本画家岸野圭作画  
伯が当会会員に加われ、

本欄初芸術家のご登場となりました。

岸野氏は和歌山県の造り酒屋に生をうけられました。幼少より絵画に親しんで過ごしましたが、芸大ではなく他の大学に進学されるも絵に対する情熱のもと、23歳には日展初出品春秋連続入選をはたされました。一時画を休み会計士になるべく勉強される時期もありましたが、一度は画家への道を反対された父上から「良い時も、悪い時も、やり通しなさい」との言葉に力を受け邁進する決心をされたとか。現在は日展評議員を務め、自身の創作活動の他、後進の育成にも力を注がれています。

10年前安曇野市に画室を開き、移り住まれ当地で制作活動を続けられています。「自分に対して素直で、画材からの訴えかけを聞く。絵かきであるが芸術家ではない」との姿勢で、豊かな自然と温かな人情と共に日々過ごされています。アトリエにて日本画のお話し、沢山の御道具拝見等、貴重な体験をいたしました。  
(忠地恵子編集委員)



頑張ってます!!

『ラジオ始めました』

エフエムまつもと(株)  
松本市筑摩  
宇留賀 咲江さん

県内 8 番目に開局したコミュニティFM局で、全体を統括する仕事をしています。もともと電算印刷の社員としてウェブサイトの運営や、クラフト舎での商品開発などを担当していましたが、開局の準備のために10月より出向しています。

出身は東京ですが、中学高校と穂高で過ごし、進学・就職では東京に行きましたが、Uターンして、安曇野市で暮らしています。ラジオを聴く習慣は全くありませんでしたが、もともと文章を書くのが好きで、自分の思いをわかりやすく発信したいという思いが今の職場につながったようです。個性豊かな番組のパーソナリティやゲストの方との触れ合いの機会も多く、松本の人材の豊富さを再発見しました。職場には多くのイベント情報が集まってきますので、休日の子育てや、お出かけにも重宝しています。

2月の大雪の時には、市内の除雪情報等を放送したところ、予想以上の反響があり、災害時の有用性を実感しました。今後は松本山雅FCの実況中継や暮らしに役立つ、身近な情報発信にも取り組んでいきますので、地元ならではのコミュニティFMをご活用下さい!  
(横沢敏編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、  
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号  
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



# 税務ポイント

## 〔会社の税務 よろず相談室⑦〕法人税その34

### 雇用者が増加した場合の税額控除

**Q** 既存の雇用対策や経済対策として講じられている雇用対策に加え、税制上の措置として設けられた雇用者の数を増加させた場合の法人税額の特別控除制度について教えてください。

**A** 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度は、青色申告法人が平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に比して5人以上（中小企業者等は2人以上）及び10%以上増加したことについて証明がされるなど一定の場合に適用できます。

#### I 適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の から までの要件を全て満たしている必要があります。

前期及び当期に事業主都合による離職をした雇用者（法人の使用人（注1）のうち雇用保険の一般被保険者）及び高年齢雇用者（法人の使用人のうち雇用保険の高年齢継続被保険者）がいないこと。

基準雇用者数 5人（中小企業者等については2人）であること。

$$\text{基準雇用者数} = \frac{\text{当期末雇用者の数} - \text{前期末雇用者の数}}{\text{前期末雇用者の数}} \times 100 (\text{注2})$$

$$\text{基準雇用者割合} = 10\%$$

$$\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}} (\text{注2})$$

給与等支給額 比較給与等支給額

\* 給与等支給額とは、当期の所得の金額の計算上

損金の額に算入される給与等の支給額をいいます（注3）。

\* 比較給与等支給額 = 前期の給与等の支給額（注4） + （前期の給与等の支給額 × 基準雇用者割合 × 30%）

雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当するものを除く）を行っていること。

（注）1 役員の親族等役員の特殊関係人及び使用人兼務役員は除かれます。

2 当期末において高年齢雇用者に該当する者を除きます。

3 雇用者に対して支給するものに限り、当期末において高年齢雇用者に該当する者に対して支給するものを除きます。

4 当期末に高年齢雇用者に該当する者に対する支給額は含まれません。

#### II 税額控除限度額

税額控除限度額 = 基準雇用者数 × 40万円

\* 当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額を限度とします。

\* 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度においては20万円となります。

#### III 手続き

この制度の適用を受けるためには、次の手続きが必要となります。

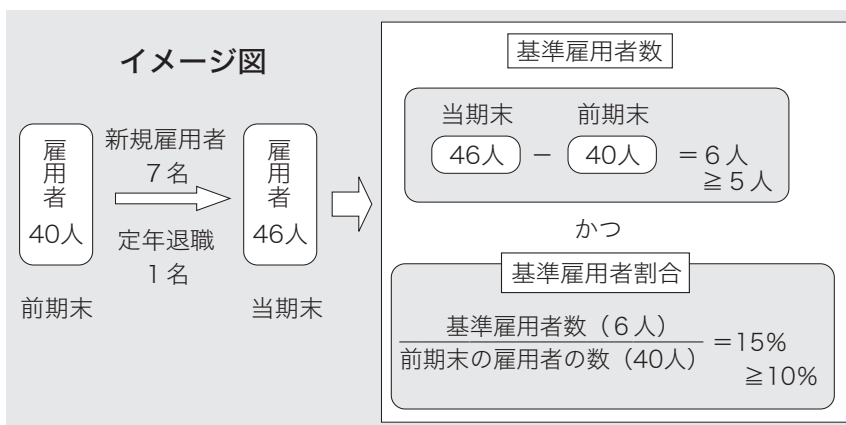
適用を受けようとする事業年度開始の日から2カ月以内に、公共職業安定所に雇用促進計画を提出する。

その事業年度終了の日から2カ月以内に公共職業安定所又は都道府県労働局で上記の適用要件の から までの要件についての確認を受け、雇用促進計画の達成状況を確認した旨の書類の交付を受ける。

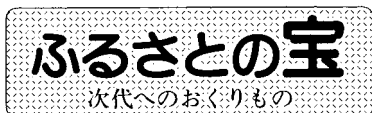
確定申告書等に控除を受ける金額を記載し、その金額の計算に関する明細書と上記の書類の写しを添付して税務署に提出する。

（税制委員会：小林秀子、赤羽勝巳、  
鷹秀行グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）







194

—田に水が入り千枚の水鏡—

水鏡の里

田植えの季節を迎えました。私達日本人にとって米は無くてはならぬ特別な物です。田に水を張り、植え、育てて、そして秋には待望の稲穂を収穫する事が出来るのです。目まぐるしい気象の変化、日々の手入れと農家の苦勞はつきません。減反とほ場整備で農村の風景は大きく様変わりしましたが、美しく整えられた田畑は私達見る者の心をとらえ離す事は無いのです。

「田に水が入り千枚の水鏡 鈴木石夫のあまりに有名なこの句にも田水に映る景色が読み込まれています。棚田の田毎の月は遠い昔から俳人達の間

で愛されてきました。見慣れた田の風景が息をのむほど美しく驚き感じ入ったのでしょうか。「豊葦原千五百秋瑞穂国(とよあしはらのちいおあきのみずほのくに)」は日本国の美称、戦後の食糧難を過ぎた昭和40年代以降、日本の稲作はほ場整備により、機械化され生産性は上がり収穫量は安定し、収入にも良い影響が与えられました。こうした効率化の中、棚田を守る人々が居られるのも忘れてはなりません。インターネット、ブログにも水鏡に対する賞賛の声を多く見る事が出来ます。投稿に共感し、皆様の文章の一部も掲載させていただきました。

(忠地恵子編集委員)



訃報

神澤 邦雄 氏

(キッセイ薬品工業株) 名誉会長)

当会顧問(第二代会長)の神澤邦雄氏が5月11日にご逝去されました。享年92歳。

同氏は、関東信越国税局管内では3番目となる昭和48年の松本法人会社団化に大変ご尽力され、設立とともに副会長に就任、昭和52年からの10期20年間、会長を務められました。この間、活発な事業展開を図るとともに、青年部、女性部の育成、会員加入率の向上などに力を入れ、全国的に高い評価を得ることとなり、今日の礎を築いていただきました。ここに、当会発展のために賜りましたご厚情に深く感謝いたしますとともに、ご生前のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

松本法人会  
クールビズ運動実施

本年も下記要領にてクールビズ運動を実施致します。

期 間 6月1日～9月30日まで

対象行事 当会全行事(各種会議・研修会等)  
日常業務

対 象 当会役職員及び会員

内 容 室温28 管理に努める。

涼しく効率的に働くことができる服装(ノーネクタイ等)。但し、強制するものではない。

法人会 無料会員相談室実施中 折込の相談カードをご利用ください

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

# 経 営 レ ポ ー ト

## 平成26年6月申告法人の注意事項

税理士 石 田 賢 一



### 1. はじめに

平成25年は1年間に3回税制改正大綱が決定されました。景気対策への取組みの表れだと思えます。平成26年度の税制改正関連法は、内閣提出の原案通り3月20日に成立し、4月1日施行となりました。個人増税・法人減税というここ数年の改正の方向性が踏襲されています。また、政策税制が中心となっていますので適用要件について関心を持って頂きたいと思えます。

このような状況の中で4月末1年決算6月申告法人を中心として注意事項をみていくことにします。

### 2. 6月申告法人の注意事項

#### (1) 印紙税

例えば領収書については4月1日以降受取金額が5万円未満（それまでは3万円未満）のものについては非課税となっています。不動産譲渡契約書や工事請負契約書の印紙税についてもご確認頂きたいと思えます。

#### (2) 交際費等損金不算入

資本金の金額が1億円以下の中小法人は、昨年は交際費等のうち年600万円を超える部分と年600万円以下の部分の10%相当額の合計額が損金不算入とされていました。しかし、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度については、600万円が800万円に引き上げられ、また、800万円までの金額は全額損金に算入できる制度に改正されています。従って支出した交際費等の額が800万円以下の場合、全額損金の額に算入することが出来ます。

#### (3) 所得拡大促進税制

昨年の税制改正で新設された制度です。まず簡単に説明すると役員等以外の雇用者の給与等の支給を増加させた場合に、その増加額の10%（法人税額の10%、中小企業者等は20%が上限）の税額控除を認めるという制度です。

次に、少し細かくみていくとして、適用要件は3つあります。

雇用者給与等支給増加額 ÷ 基準雇用者給与等支給額 5%

基準事業年度は平成24年度

雇用者給与等支給額 前事業年度の雇用者給与等支給額

平均給与等支給額 前事業年度の平均給与等支給額

です。

給与等総支給額が前年度以上であり、平均給与等支給額も前年度以上であり、基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加していれば適用できる可能性があります。また今年度において5%が2%に引き下げられた等の改正がされています。当面の準備として前事業年度と当期において、継続雇用者が何人で給与はいくらか・退職者が何人で給与はいくらか・新規雇用者は何人で給与はいくらかを調べておくとうよいと思えます。

この制度は雇用そのものの増加は求めていません。類似の制度に平成23年度の税制改正で導入された雇用促進税制があります。こちらは認可を受けて雇用者を増やす必要があります。両者は選択適用になります。

#### (4) 中小企業者等の少額減価償却資産の延長

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等し、損金経理した場合、一時の損金とすることができる制度の適用期限が2年間延長されました。

#### (5) 消費税

課税売上高が5億円を超える事業者については95%ルールの適用が除外され、個別対応方式か一括比例配分方式により仕入税額控除額を計算しなければなりません。課税売上高を確認し今期5億円を超えている場合はご注意ください。

また、4月より消費税率が8%になりましたので4月決算法人の場合5%と8%の取引が混在することになります。3月末で売掛金や買掛金等を整理し計算に誤りがないようにして頂きたいと思えます。納付する消費税額が増えてきますので、消費税の滞納がおきないように資金繰りには一層の注意が必要となります。

石田会計事務所

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL(0263)48-6722

FAX(0263)48-6755

## 青年部コーナー

### —6月例会—

「日本屈指のアウトドア大国 長野県の可能性」  
～アウトドアを活用した観光誘致プロジェクトの最前線～

第一委員会（太田譲委員長）担当の本年度6月例会は、自然豊かな長野県の魅力を改めて皆様にお伝えするプログラムです。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

**内容** 研修会「日本屈指のアウトドア大国 長野県の可能性」～アウトドアを活用した観光誘致プロジェクトの最前線～

終了後懇親会開催

**講師** 松本 隆 氏(生坂村地域おこし協力隊)  
屋田翔太 氏(アウトドアイベント企画・運営会社役員)

山岸 淳 氏(アウトドアカメラマン)

**会場** 松本東急イン

**日時** 6月18日(水) 18:30より

**参加費** 4,000円(懇親会費)

**お申込** 事務局(35-8080)または所属委員会の委員長まで。

## 女性部コーナー

### —6月例会—

#### 「話し方講座」

皆さん様々な会合や行事にご参加され、人前でご挨拶やスピーチをされる場面も多いのではないのでしょうか。

そこで、本年度の6月例会は挨拶・声の出し方・聞きやすい話し方などを学んでいただく「話し方講座」を開催いたします。お誘い合わせの上、大勢の皆さんにご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。(講座に先がけ昼食会も行います。)

**テーマ** 「話し方講座」

**講師** 山田千津子 氏(キャリアコンサルタント)

**日時** 6月17日(火) 12:00開始

[昼食会].....12:00～(約1時間)

[話し方講座]...13:00～14:30

**会場** アルモニー ビアン

(松本市大手3-5-15 旧 第一勧銀)

駐車場は建物(大名町通)東側にございます

**会費** 1,000円(昼食会から参加の方)

## 生活習慣病健診のお知らせ

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も約1時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。

5月中旬に封書にてご案内をお送りしてあります。ご案内では6月6日を申込み締め切り日とさせていたしておりますが、締切を過ぎてしまっても余裕のある日時にお入りいただくことは可能ですので、お気軽に事務局までお問合せください。(35-8080)

**日程** 7月7日(月)・7月8日(火)・7月9日(水)  
7月10日(木)・7月11日(金) 計5日間

**時間** 各日とも

午前8:00～・午前8:50～・午前9:40～

午前10:30～・午前11:10～

日によっては、すでに定員に達した時間帯がございますのでお電話にてお問い合わせください。

**会場** 松本市公設地方卸売市場 管理棟2F会議室

**費用** Aコース(基本コース)17,000円

Bコース(ドック健診)27,000円

その他各種オプション検査(別料金)もございません。案内にてご確認ください。

環境ISO14001認証取得  
(本社および山形パルクセンター)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

**サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL:0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

中小企業の総合支援



税理士法人

望月総合経営  
**望月会計**

【ご相談ごとはお気軽にご連絡下さい。】

〒390-0875 松本市城西2-5-12

TEL:0263-32-4737 FAX:0263-36-7859



法人会の経営者大型総合保険制度  
 広げよう  
 企業保障の  
 大きな傘を

# Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病にかかった時のそなえを確保

「消費税申告一声運動実施中」

**Jタイプ〔無配当重大疾病保障保険〕は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!**

**ポイント1**

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。  
 ◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント2**

万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。  
 ◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

**ポイント3**

約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。  
 ※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。  
 ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。  
 ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。  
 ◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。  
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

**DAIDO 大同生命保険株式会社** 松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-25-1029(平成26年3月11日)

## 旧松本市内の会員の皆様へ

平成26年度の当年会費を、口座振替で納入いただいている旧松本市内の会員各位には、個別にご通知のとおり、6月12日(木)にご指定の口座から引落しをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

## 平成26年度 税務職員募集

国税局や税務署において、国税に関する調査や滞納処分などの事務を行う税務職員の採用試験を行います。この試験に合格し採用された方は、全員が税務大学校(全寮制)に入校し約1年間の研修を受けた後、税務署に配属されます。

採用試験の受験概要は次のとおりです。

### 【受験資格】

- 1 平成26年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

【試験の程度】 高等学校卒業程度

### 【受験申込期間】

- 1 【原則】インターネット申込み  
平成26年6月23日(月)午前9時～7月2日(水)〔受信有効〕
- 2 【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参  
平成26年6月23日(月)～6月26日(木)〔6月26日(木)までの通信日付印有効〕

### 【申込方法】

- 1 インターネット申込み  
次のアドレスへアクセスして、説明に従い入力する。  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- 2 郵送又は持参  
第1次試験地を管轄する人事院各地方事務所に申込書を提出

## 6月の予定

2日塩尻部会税務研修会・総会 3日松本Aブロック税務研修会 4日川手部会総会・税務研修会 5日税制委グループ会議、松本Bブロック税務研修会 6日豊科部会総会・税務研修会 9日青年部第三・四委員会、幹事会 12日松本Cブロック税務研修会 13日役員会 17日女性部6月例会 18日青年部6月例会、松本Dブロック税務研修会 19日穂高部会総会・税務研修会 21日第13回会員親睦ゴルフ大会 23日松本Eブロック税務研修会 24日奈川部会総会・税務研修会 26日決算法人説明会 27日総務委員会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/5月決算法人対象)  
6月26日(木) 午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室

なお、関東信越国税局管内の試験地を所轄する地方事務局は次のとおり

### 【人事院関東事務局】

〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
さいたま新都心合同庁舎1号館  
TEL 048-740-2006～2008

### 【試験日】

第一次試験 平成26年9月7日(日)  
第二次試験 平成26年10月16日(木)～10月24日(金)  
のうち指定する日時

### 【問い合わせ先】

- 1 インターネット申込みに関する問合せ  
人事院 人材局 試験課  
TEL 03-3581-5311 内線2332  
午前9時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く)
- 2 上記1以外の問合せ  
関東信越国税局 人事第二課 試験係  
TEL 048-600-3111 内線2097  
午前8時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く)  
試験種目など詳細については国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「採用案内」でご覧いただけます。

## 洗浄のスペシャリストを目指す

業務用洗浄機器設計製作販売・  
公害防止関連機器設計製作販売

 **(株)田中機器** 製作所

松本市島内5543番地 TEL(0263)47-2211(代表)  
FAX(0263)47-7574

## 青年部・女性部



## 部員募集中!!

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい

### インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

### 株式会社 喜楽商事 めん組 松本

スープのこだわり  
かつお節本来の上品さと旨みを生かした仕上げのスープは、静岡焼津、高知土佐清水、各産地より厳選したかつお節等を使用しております。かつおだしのおだしの独特の旨みと香味をお楽しみ下さい。



松本市渚4-1-1 ☎87-2646  
国道19号上高地線高架橋横(松本警察署南)

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

### エフエムまつもと(株)

79.1 FMまつもと  
FM MATSUMOTO

OPEN RADIO STATION

週末のイベント情報からディープな松本情報、そして松本の“今!”をお届けします!

# あなたの会社が 松本平の 時刻を告げる!!

## 時報スポンサー募集中!

金額 15,000円~90,000円

天気予報・ニュース・交通情報提供も同時募集!

金額 48,000円~60,000円

詳しくはお問い合わせください。

### エフエムまつもと株式会社

〒390-8550長野県松本市筑摩1-11-30 office@fmmatsumoto.co.jp

☎0263-88-2430 FAX:0263-88-2432

投稿

川柳  
コーナー

来年は

めさせなでしこ

世界一

早乙女の

赤いたすきは

行事だけ

この頃は

一円玉の多い

小銭入れ

無筆

### 点より線に (岸野圭作展)



昨夏、安曇野市立豊科近代美術館において岸野圭作日本画展が開催されました。人物から大自然、そして路傍の草花まで幅広いテーマの作品群で訪れた多くの人々を魅了しました。10年前より在住されている当地美術館に70余点の作品が寄贈されました。(忠地恵子編集委員)

幅広いテーマの作品群で訪れた多くの人々を魅了しました。10年前より在住されている当地美術館に70余点の作品が寄贈されました。(忠地恵子編集委員)

### あとがき

先日、松本にもゆかりの深い富岡製糸場が、ユネスコの世界遺産に登録されましたが、昨年未には、「和食」が無形文化遺産に登録されています。「食」関連の業界に籍を置くものとしては、久々の朗報でした。しかも高級な懐石料理が「和食」として登録されたのではなく、四季折々の季節感を食材や食卓に生かす日本人の伝統的な食文化が、栄養バランスに優れた健康的な食習慣であるとして評価されての登録です。

日本の食文化を代表するものの中に「箸」があります。箸の使い方は、器の持ち方同様、作法の基本ですが、箸の持ち方にも関心が高まってきたようです。もともと子ども向けには正しい持ち方を身につける「矯正箸」がありました。意外にも大人用の需要が増えていきます。就職して上司や取引先との会食の機会に接したり、婚活で初対面の異性と食事を共にする際には、相手の顔よりは手元に視線がいきがちで、「握るような」箸使いには抵抗があるようです。かつて「お見合い」が結婚の前段であった時代では、食事のマナーを見極める場として機能していましたが、安心して義母との会食に臨むには、箸持つ手の矯正が欠かせないということでしょうか。(横沢)

忠地恵子  
横沢 敏



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田 哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社